

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休みの日
翌日)

◇教委告示

昭和四十一年度鳥取県立高等学校入学志願者の属する通学区外志願者及び県外志願者の取扱要項
昭和四十一年度鳥取県立高等学校通信制課程生徒募集要項

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十八号

昭和四十一年度鳥取県立高等学校入学志願者選抜を次の要項により実施する。
昭和四十年十二月一日

鳥取県教育委員会委員長 荻原治郎

昭和四十一年度鳥取県立高等学校入学志願者選抜実施要項

昭和四十一年度鳥取県立高等学校の全日制課程及び定時制課程の第一学年に入学する者の選抜を次の要項によつて実施する。

一 各高等学校の募集生徒数

各高等学校の募集生徒数は、学科ごとに別に定める。

二 出願資格

1 中学校（これに準ずる学校を含む。以下同じ。）を卒業した者（昭和四十一年三月卒業見込みの者を含む。）

三 出願手続

2 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第六十三条各号の一に該当する者

1 志願者は、鳥取県立高等学校通学区域に関する規則（昭和三十年一月鳥取県教育委員会規則第一号）に定める通学区域に従わなければならない。

2 学区認定並びに学区外及び県外志願者の取扱いについては、別に定める。

3 志願者は、希望により第一志望のほかに第二志望として他の学校、課程及び学科を出願することができるが、同時に二以上の学校を第一志望校として出願することはできない。

4 志願者は、様式第一号による入学志願者に必要な事項を記入のうえ、入学選抜手数料として三百五十円に相当する額の鳥取県収入証紙をはりつけ（消印をしてはならない。）出身中学校を經由して、出願期間内に第一志望校の校長に提出しなければならない。

5 第一志望校の校長は、願書を受け付けたときは、様式第二号による受検証を交付しなければならない。

6 出身中学校の校長は、出願期間内に、第一志望校の校長に様式第三号による調査書を提出しなければならない。

この場合において、農業学科のうち、自営者養成に関する科（農業、農林、園芸、畜産又は農業機械）を志願する者に係る調査書の提出については、様式第四号による家庭営農状況調査書を併せて提出しなければならない。

四 出願期間及び受付場所

1 出願期間

持参する場合、昭和四十一年二月十四日(月)から昭和四十一年二月二十一日(月)十二時までのうち、毎日九時から十七時まで(日曜日を除き、土曜日は十二時まで)とする。

郵送の場合は、昭和四十一年二月二十日(日)までの消印のあるものに限る。

2 受付場所

各第一志望校(分校の場合は、本校)

五 学力検査

1 入学志願者は、選抜のための学力検査を受けなければならない。

2 学力検査は、県教育委員会事務局に設ける昭和四十一年度県立高等学校入学志願者選抜学力検査管理委員会(以下「管理委員会」という。)の管理のもとに、入学志願者全員に対して一せいに行なう。

3 学力検査を行なう科目は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語(英語)の九教科とする。この教科のうち、数学については選択教科としての数学を含み、英語については第三学年において百七十五単位時間を履習した程度のものとする。

4 学力検査の日時及び時間割

昭和四十一年三月十五日(火)の一日間、次の時間割によつて全県一せいに行なう。

第一時限 九時三十分から十時三十分まで(六十分) 国語及び音楽

第二時限 十時五十分から十一時五十分まで(六十分) 数学及び技術・

家庭

第三時限 十二時十分から十二時三十分まで(二十分) 英語

第四時限 十三時二十分から十四時二十分まで(六十分) 理科及び保健体育

第五時限 十四時四十分から十五時四十分まで(六十分) 社会及び美術

術

5 配点

国語、数学、理科及び社会については、それぞれ三十点

保健体育、技術・家庭、英語、音楽及び美術については、それぞれ十五点の合計百九十五点とする。

6 学力検査を行なう会場

学力検査を行なう会場は、各県立高等学校ごとに設ける。

受検者は、第一志望校に設ける会場で受検するものとする。

7 学力検査の問題の出題方針

学力検査の問題は、次の(一)から(四)までの主旨にそつて出題する。

(一) 中学校の正常な発展を阻害しないものであること。

(二) 中学校の学習指導要領を基準として作成し、特定の書物だけから出題せず、また、どのような地域の教師でも取り扱うことができる資料を使うものとする。

(三) 中学校における教科の基礎的知識を通じて、理解力、思考力、推理力、判断力等の素質及び能力を検査することのできるものであること。

(四) 知識偏重におちいつて、記憶のみに頼り、従つて特定の準備を必要とするようなものはさけること。

(五) 採点を公平にするため、採点者の主観によつて採点する部分ができるだけ少なく、かつ、細部にまで絶対値の出るものであること。

(四) 特別の器具又は材料を要しないものであること。

(七) 検査の事務処理を円滑にするものであること。

六 学力検査管理委員会

1. 管理委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長 教育長

総務 教職員課長

指導課長

総務補佐 教職員課長補佐

指導課長補佐

庶務係長 教職員課 学務係長

係員 教育委員会事務局職員若干名

問題作成係長 指導課 指導係長

係員 教育委員会事務局指導主事その他事務局職員

教育研究所職員若干名、高等学校、中学校教員若干名

会場係長 教職員課 人事第一係長

教育委員会事務局職員若干名、各高等学校職員

採点係長 指導課 指導係長

係員 教育委員会事務局指導主事その他事務局職員若干名

教育研究所職員若干名、各高等学校職員若干名

経理係長 教職員課 給与係長

係員 教育委員会事務局職員若干名

2 各検査会場での会場責任者及び採点責任者は、各高等学校長とする。

3 管理委員会は、次の事務を行なう。

庶務係 学力検査の管理、企画、運営及びその他の係にも

属しない事項

問題作成係 検査問題、模範解答例及び採点基準の作成並びに印刷

会場係 受付、会場準備、検査実施及び終末処理

採点係長 学力検査の答案採点、学力検査成績簿作成及び送付

経理係 検査に要する経費の処理

4 各検査会場の採点責任者は、様式第五号による学力検査成績簿を一

部作成し、各受検者の得点を記入して三月十九日(土)十時までに管

理委員会に提出するものとする。

5 提出した成績は、公表しない。

七 入学者の選抜方法

1 各高等学校の校長は、出身中学校から提出された調査書及び学力検

査成績等を資料として選抜を行なう。

2 調査書中の学習の記録と学力検査の成績とは同等に取り扱う。

3 学力検査の成績については、実施した全教科の成績を選抜の資料とする。

4 面接は、原則として実施しない。ただし、高等学校の校長が特に必要と認める場合は、県教育委員会の承認を得て実施することができる。

5 色神検査及び機能検査

工業学科、水産学科及び農業学科の農業化学科並びに農業土木科の志願者(第二志望を含む。)に対しては、学力検査終了後、色神検査及び機能検査を行なう。ただし、6の例の証明書を提出した者については、検査を行なわない。

6 色神検査及び機能検査の特例

(一) 5の色神検査及び機能検査は、願書提出前に受けることができる。

二 中学校の校長は、受検者の名簿を検査の前日までに検査希望高等学校に提出しなければならない。

三 検査を行なう日は、昭和四十一年二月四日(金)とする。

受検者は、必ず検査を行なう日の十三時までにそれぞれの高等学校に集合しなければならない。

四 検査を実施した高等学校の校長は、即日受検者に異常の有無を明らかにした様式第六号による証明書を交付しなければならない。

五 検査を受けた者は、証明書を入学志願書に添えて提出しなければならない。

八 入学選抜合格者の発表の期日及び場所

期日 昭和四十一年三月十九日(土) 十二時

場所 各高等学校

九 再募集(第二次募集)の実施

合格発表の結果、合格者数が募集定員に満たないために再募集を行うことが必要と認められる課程又は学科を有する高等学校においては、学力検査管理委員会の承認を得て、次のとおり再募集を行なうことができる。

1 募集生徒数は、募集高等学校の校長の意見をきいて、努力検査管理委員会が決定する。

2 出願資格及び出願手続きは、二の出願資格及び三の出願手続と同様とする。

3 出願期間及び受付場所

(一) 出願期間 昭和四十一年三月二十四日(木)から三月二十六日

(土)まで

郵送の書類は出願期間内の消印のあるものに限り有効とする。

(二) 受付時間 毎日九時から十七時まで(土曜日は、十二時まで)

(三) 受付場所 募集高等学校

4 学力検査の日時、場所及び検査科目

(一) 日 時 昭和四十一年三月二十九日(火) 九時三十分から

(二) 場 所 募集高等学校

(三) 検査科目 中学校の履習科目

5 入学者の選抜方法

七の入学者の選抜方法に準ずるものとする。

6 入学選抜合格者の発表

昭和四十一年三月三十一日(木) 十三時に募集高等学校で行なう。

十 注意事項

1 一たん受理した入学志願書及び入学選抜手数料は、返さない。

2 入学志願書及び調査書の用紙等は、東部地区にあつては教職員課で、中・西部地区にあつてはそれぞれ中・西部教育事務所受取ること。

3 この要項に関する質疑は、もよりの高等学校に行なうこと。ただし、再募集に関する事項は、教職員課又は募集高等学校に行なうこと。

様式第1号 (表面)

記入証紙
はりつけ欄

受付番号												
志願者	氏名	本籍	住所	氏名	住所	職業	学年	校名	年	月	日	卒業・その他
保護者	氏名	住所	職業	住所	職業	職業	学年	校名	年	月	日	卒業・その他
志願者の学歴	学年	校名	年	月	日	卒業・その他	学年	校名	年	月	日	卒業・その他
志望学校	第一志望	第二志望	第一志望	第二志望	第一志望	第二志望	第一志望	第二志望	第一志望	第二志望	第一志望	第二志望
※学力検査	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健	家庭	英語	計	※全日制課程	※定時制課程
※学力検査	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健	家庭	英語	計	※全日制課程	※定時制課程

私は御校に入学したいので許可していただくよう保護者と連署してお願い
ます。
昭和41年 月 日
志願者氏名
保護者氏名
鳥取県立 高等学校長 殿

(裏面に注意事項あり。)

(裏面)

記載上の注意事項

- 全日制高等学校志望の場合は学区制に従うこと。
 - 志願者の欄の満年齢は2月1日現在とし、性別の男女は該当事項を○印で囲むこと。
 - 保護者の欄の志願者との続柄は、志願者を中心に保護者との続柄を父、母等と記入し、()の中には長男、三女等と記入する。
 - 志願者の学歴欄には卒業(または卒業見込)の中学校名を記入し、また、その他の学校名、年月日等を記入する。
 - 志望学校については志願者の志望を必要に応じ第一、第二志望まで記入することができる。
- 第一志望は入学を志望する学校、全日・定時の別、学科および科を記入する。学科の中に科が2つ以上ある場合は、志望の順に上から記入する。
- 第二志望は第一志望と学校・校舎が変わった場合、全日制・定時制が変わった場合、学科が変わった場合に記入し、その学科の中に科が2つ以上ある場合は、志望の順に上から記入する。
- イ 志望学科は普通学科、商業学科、工業学科、農業学科、水産学科、家庭学科の中から選択する。
- ロ 志望科は普通科、商業科、電気科、農業科、畜産科等と記入する。
- ハ 志望欄の記入は下の例による。
- 第一志望 ○○工業高等学校全日制課程 工業学科 機械科
電気科
建築科
土木科
普通科
- 第二志望 ○ ○ 高等学校全日制課程 普通学科
普通科
- 借書で鮮明に記入すること。
 - 選択を必要とする項目のある場合は、すべて該当するものを○印でかこむこと。
 - ※印の欄所は記入しないこと。

様式第2号

受 検 証	
会 場 名	
番 号	
氏 名	(男・女)
昭和 年 月 日生	(満 才)
上記の者は、昭和41年度鳥取県立高等学校入学者選抜学力検査 の受検者であることを証する。	
昭和41年 月 日	
昭和41年度鳥取県立高等学校 入学者選抜学力検査管理委員会	

(裏面)

昭和41年度鳥取県立高等学校入学選抜用調査書記入上の注意事項

1. 記載にあつては、黒色または青色インキで記入すること。ただし、受検番号は記入してはならない。
2. 氏名、生年月日
戸籍面のとおり記入のうえ氏名(漢字の場合)の上側にふりがなをつける。
3. 本籍……戸籍面のとおりとする。
4. 現住所
現に生活の根拠地として居住しているところを、番地も入れ正しく記入する。ただし、本籍と同じ場合は、「本籍と同じ」と記入してよい。
5. 性別……該当するものを○でかこむ。
6. 保護者
上記の要領に準じて記入する。ただし、職業の記入は、県会計吏員、○○中学校教諭、指物業、○○会社員等と具体的に記入し、職業のない場合は「無職」と記入する。
また、「本人との続柄」については、志願者を中心に父、母等と記入する。
7. 学習の記録
 - (イ) 各教科の評定は、「中学校学習指導要領に定めるその教科目標および学年目標に照らし、学年または学級において、普通のを3とし、3より特にすぐれた程度のを5、3よりはなはだしく劣る程度のを1とし、3と5または3と1の中間程度のをそれぞれ4または2」とした五段階の表示にもとづき算用数字で記入する。
 - (ロ) 中学校卒業見込の者は、1、2学年においては指導要録から転記し、第3学年は第2学期までのものを記入する。
 - (ハ) 中学校を卒業している者で旧様式を必要とするものは、白紙をはつてこれをつくり、指導要録から転記する。
 - (ニ) 中学校を卒業して他の学校に在学するものにあつては、出身中学校長がこの調査書と、現に在学する学校の校長の作成にかかる学習成績証明書を提出するものとする。
 - (ホ) 選択教科については、教科名が空欄となっているものは、その生徒が履修した教科の名称、()内には週当たり平均授業時数を記入し、必修教科と同名の選択教科であつても、必修教科とは別に選択教科としての評定を行なつて記入すること。
ただし、音楽、美術については、35単位授業時数以上であつても全員履修している場合は、選択教科欄には記入しない。
8. 各教科の学習についての所見
各教科ごとに、その欄に掲げられた観点について、個人として比較的すぐれているものがあればその該当する観定の欄に○印を、比較的劣っているものがあれば×印を記入する。

「進歩の状況」については、当該学年において、その当初と学年末とを比較し、総合的にみて進歩の著しい場合に○印を記入すること。

9. 行動および性格の記録
 - (イ) 事実の記録……各教科の学習以外における生徒の活動状況について顕著なものについて記入する。
 - (ロ) 評定……掲げられた項目ごとにA、B、Cの3段階で記入すること。
 - (ハ) 中学校卒業見込者、卒業生、卒業して他の学校に在学している者のそれぞれの記入は7.(イ)、(ハ)、(ニ)に準ずる。
 - (ニ) 所見……生徒の特性を記入すること。
 - (ホ) 進路に関する記録……生徒の希望する職業、保護者の意見等を記入すること。
10. 標準検査等の記録
指導要録の本欄から転記する。
11. 出欠の記録
 - (イ) 指導要録の本欄から転記する。中学校卒業見込の者にあつては、一月末日までの状況を記入する。
 - (ロ) 欠席の主な理由は、一週間以上の連続欠席についてだけ、その理由を記入する。
12. 身体状況(健康診断)
 - (イ) 健康診断は、昭和41年1月以降のものを記入し、その実施年月日をも記入する。
 - (ロ) 色神……異常のないものは「異常なし」と記入し、異常のある者については、その種別、程度を記入すること。
 - (ハ) 眼疾……異常のないものは「異常なし」と記入し、異常のある者については、その種別、程度を記入すること。
 - (ニ) 聴力……異常のないものは「異常なし」と記入し、異常のあるものについては、その程度(聴取距離等)を記入すること。
 - (ホ) ツベルクリン皮内反応……最終検査における既陽性、陰性等の判定結果を記入する。陽性転化したものは、その時期を記入する。
 - (ヘ) B.C.Gの接種……その有無を、有の場合は最終接種の年月日を記入する。
 - (ト) X線撮影の結果……判定の結果および実施の年月日を記入する。
 - (チ) 身体的状況の要約……特に目立つた事項、あるいは注意すべき事項があれば記入する。

様式第4号

家庭営農状況調査書

志願者氏名	出身中学校	志望学科	第1	学科	科	受検	※
		及び科	第2	学科	科	番号	

1 家族状況(本人を含む)

氏名	続柄	年令	職業	氏名	続柄	年令	職業

家族は、同一世帯にあるものについて記入し、職業欄については(農業、〇〇公務員、〇〇会社員、〇〇会社工員)等職種をくわしく記入し、特に農業の場合は、その就業状況により「専業」「兼業」の別を()書きにすること。「記入例」農業(兼業)

2 農業経営状況

区分	耕地面積	家畜飼養状況	施設、動力、農機具類				
			区分	面積 台	区分	台数	区分
水田	反	和牛	頭	温室	坪	動力脱穀機	台
普通畑	反	乳牛	〃	ビニールハウス	坪	カッター	台
果樹園	反	豚	〃	サイロ	基	耕うん機	台
桑園	反	鶏	羽	電動機	台	動力噴霧機	台
				発動機	台	三、四輪車	台
山林町	反			原野町	反		

3 将来の進路(1)か(2)のいずれか一方を選び○でかこむこと。)

	(1) 下の部門の中から1~2つを選び○でかこむこと。	(2) その他の進路(具体的に職種を記入すること。)
将来経営の中心となる部門	米作、畜産、果樹、野菜草花、林業、その他	
進路希望の理由をくわしく記入すること。		

この記載事項に相違ありません。

昭和 年 月 日

本人氏名
保護者氏名

印
印

4 担任教師又は学校長の総合意見

上記の記載に相違ないことを証明いたします。

昭和 年 月 日

中学校長氏名

印

鳥取県教育委員会告示第二十九号

昭和四十一年度鳥取県立高等学校入学志願者の属する通学区の認定並びに学区外志願者及び県外志願者の取扱いは、次の要項による。

昭和四十年十二月一日

鳥取県教育委員会委員長 荻原治郎

昭和四十一年度鳥取県立高等学校入学志願者の属する通学区の認定並びに学区外志願者及び県外志願者の取扱要項

一 志願者の属する通学区の認定

1 志願者の属する通学区は、志願者が生活をともにする保護者（親権者又は後見人をいう。以下同じ。）の居住地をもつて決定し、志願者の単独居住等は認めない。

2 志願者が保護者と同居し、かつ、その居住地と学区を異にする中学校に通学している場合は、出願の際、次の書類を添えて提出しなければならない。

(一) 保護者と同居の居住証明書

(二) 現に保護者の居住地に同居して通学している旨の中学校長の証明書

(三) 区域外就学の理由を証明する書類

3 やむを得ない事情で、現在両親が異なる学区に別居し、志願者が高等学校進学に伴い、同居していない側の親の方に居住地を移して所属学区を変更する場合は、様式第一号による認定願に出身中学校長の証明書及び次の書類を添えて県教育委員会（教職員課）に提出し、学区の認定を受けなければならない。

(一) 同居していない側の親の居住証明書

(二) 別居の理由を証明する書類

(三) 所属学区を変更する理由を証明する書類

4 県教育委員会は、審査の結果、認定願に記載した事実が真実で事情やむを得ないものと認められたものについて、様式第二号による認定許可書を交付する。

5 4の認定許可書の交付を受けた志願者は、入学志願書にこれを添えて提出しなければならない。

二 学区外志願者の取扱

1 鳥取県立高等学校通学区区域に関する規則（昭和三十年一月鳥取県教育委員会規則第一号）第三条の規定に基づき、昭和四十一年度県立高等学校入学志願者のうち、学区外高等学校に出願するものについては、次の(一)又は(二)に該当する場合にこれを許可する。

(一) 昭和四十一年五月三十一日までに確実に保護者とともに、他の学区に居住地を変更する場合

(二) 通学距離、学資支弁者の関係その他真にやむを得ない事情で他の学区の近親者の居住地に居住する場合

2 1の(一)又は(二)に該当し、学区外高等学校に志願しようとする者は、様式第三号による許可願に、出身中学校長及び所管市町村教育委員会の証明書並びに次の書類を添えて県教育委員会（教職員課）に提出しなければならない。

(一) 1の(一)に該当する場合 特別事情を証明する書類

(二) 1の(二)に該当する場合

イ 近親者の居住証明書

ロ 親族関係の証明書

ハ 近親者の同居承諾書及び身元引受書
ニ 特別事情を証明する書類

3 県教育委員会は、審査の結果、2の許可願に記載した事実が真実で事情やむを得ないものと認められたものについて、様式第四号による出願許可書を交付する。

4 3の出願許可書の交付を受けた志願者は、入学志願書にこれを添えて提出しなければならない。

三 県外志願者の取扱

1 昭和四十一年度県立高等学校入学志願者のうち、鳥取県下の公立中学校の出身者（卒業見込みの者を含む。）で保護者とともに鳥取県内に居住している志願者以外の志願者（以下「県外志願者」という。）は、次の(一)又は(二)に該当する場合を除き、原則として県立高等学校の出願を許可しない。

(一) 次表の上欄に掲げる指定地域の志願者が、同表の下欄に掲げる高等学校に志願する場合

指定地域		学 校 名
県 名	郡 名	町 村 名
鳥取県	美方郡	浜坂町、温泉町
	吉田郡	阿波村、加茂町
岡山県	真庭郡	八束村、川上村、中和村
	阿哲郡	神郷町、新見市千屋
	鳥取工業高等学校	智頭農林高等学校
	倉吉東高等学校	倉吉西高等学校
	倉吉農業高等学校	倉吉工業高等学校
	倉吉産業高等学校	日野産業高等学校

鳥根県		仁多郡	横田町	日野実業高等学校
八束郡	美保関町	八束村大字江島	境水産高等学校	境港工業高等学校
			米子南高等学校境港分校	

(一) 以外の県外志願者で次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合

(1) 鳥取県内に保護者とともに居住地を変更し、引き続き従前の中

学校に通学しているとき。

(2) 昭和四十一年五月三十一日までに確実に保護者とともに鳥取県内に居住するとき。

(3) 学資支弁者その他特別の事情により、高等学校進学に伴い、やむを得ず鳥取県内の近親者の居住地に居住するとき。

2 1の(一)によつて県立高等学校に入学を希望する県外志願者は、様式

第五号による出願許可願に出身中学校長及び当該都道府県教育委員会

の証明書並びに次の書類を添えて県教育委員会(教職員課)に提出し

なければならない。ただし、1の(一)による志願者は、出願許可の手続

を要しない。

(一) 1の(一)に該当する場合

イ 保護者及び志願者の居住証明書

ロ イのほか、その他実際に居住していることを示す具体的資料

(二) 1の(二)に該当する場合 事情を証明する資料

(三) 1の(三)に該当する場合

イ 近親者の居住証明書

ロ 親族関係の証明書

ハ 近親者の同居承諾書及び身元引受書

ニ 特別事情を証明する書類

3 県教育委員会は、審査の結果、2の出願許可願に記載した事実が事情やむを得ないものと認められたものについて、様式第六号による出願許可書を交付する。

4 3の出願許可書の交付を受けた志願者は、入学志願書にこれを添えて提出しなければならない。

5 県外志願者については、第二志望を認めない。

四 願書の受付期間等

通学区の認定を受ける願書、学区外出願許可願及び県外志願者出願許可願の受付期間は、二月四日(金)から二月十二日(土)までとし、受付時間は、毎日九時から十七時(土曜日は、十二時)までとする。

五 注意事項

虚偽の事実を出願したことが判明したときは、入学許可後であつても入学を取り消すことができる。

様式第1号 (表面)

県立高等学校志願者所属学区認定願

現住所 (小学校区) ()
 保護者氏名 (本人との続柄) ()
 本人氏名
 生年月日

私は下記の事情により所属学区を認定していただきたいので、特別事情を証明する資料を添えてお願いいたします。

記

1. 保護者現住所
2. 出身学校
3. 旧所属学区
4. 新所属学区
5. 志望高等学校及び課程 学科 科
6. 特別事情 (裏面に具体的にくわしく記入すること。)

昭和 年 月 日
 本人氏名
 保護者氏名

鳥取県教育委員会 殿

上記の事情に相違ないことを証明する。

昭和 年 月 日
 (出身)
 中学校長

上記の事情に相違ないことを証明する。

(市町村)
 教育委員会教育長

(裏面)

特別事情 (具体的に、くわしく記入すること。)

様式第2号

県立高等学校志願者所属学区認定許可書

1 現住所	鳥取県 市郡 町村	番地
2 居住予定地	鳥取県 市郡 町村	番地
3 出身学校	鳥取県 市郡 町村	中学校第3学年
4 氏名		

審査の結果、事情やむを得ないものと認め、下記のとおり県立高等学校の入学出願を許可する。

記

1 学校名 鳥取県立 高等学校 課程 学科 科

2 許可条件

- (1) 認定願の事項に違反しない状態において通学すること。
- (2) 認定された学区内に転入した場合は、住民票を5月31日までに県教育委員会事務局教職員課に提出すること。

昭和 年 月 日

鳥取県教育委員会

様式第3号(表面)

県立高等学校学区外出願許可願

現住所 (小学校区) ()
 保護者氏名 (本人との続柄) ()
 本人氏名
 生年月日

私は下記の事情によつて学区外高等学校に入学志願したいので、許可してくだされますよう特別事情を証明する書類を添えてお願いいたします。

記

1. 保護者現住所
2. 居住予定地
3. 出身学校
4. 志望高等学校及び課程、学科、科
鳥取県立 高等学校 課程 学科 科
5. 特別事情(裏面に具体的にぐわしく記入すること。)

昭和 年 月 日
 本人氏名
 保護者氏名

鳥取県教育委員会 殿

上記の事情に相違ないことを証明する。

昭和 年 月 日

(出身) 中学校長

上記の事情に相違ないことを証明する。

昭和 年 月 日

(市町村) 教育委員会教育長

(裏面)

特別事情(具体的に、ぐわしく記入すること。)

様式第4号

県立V高等学校学区外志願者出願許可書

- | | | | | | |
|---|-------|-----|----|----|---------|
| 1 | 現住所 | 鳥取県 | 市郡 | 町村 | 番地 |
| 2 | 居住予定地 | 鳥取県 | 市郡 | 町村 | 番地 |
| 3 | 出身学校 | 鳥取県 | 市郡 | 町村 | 中学校第3学年 |
| 4 | 氏名 | | | | |

審査の結果、事情やむを得ないものと認め、下記のとおり県立高等学校の出願を許可する。

記

- 1 学校名 鳥取県立 高等学校 課程 学科 科
- 2 許可条件
 - (1) 許可願の事項に違反しない状態において通学すること。
 - (2) 許可された学区内に転入後の住民票を5月31日までに、県教育委員会事務局教職員課に提出すること。

昭和 年 月 日

鳥取県教育委員会

様式第5号 (表面)

県立高等学校県外志願者出願許可願

現住所
保護者氏名
本人氏名
生年月日
(本人との続柄) ()

私は下記の事情によって鳥取県立 高等学校 課程 学科 科に入
学志願したいので、許可してください。特別事情を証明する書類を添え
てお願いいたします。

記

1. 保護者現住所
2. 居住予定地
3. 出身学校
4. 特別事情 (裏面に具体的にぐわしく記入すること。)

昭和 年 月 日

本人氏名
保護者氏名
印 印

鳥取県教育委員会 殿

上記の事情に相違ないことを証明する。

昭和 年 月 日

(出身)
中学校長
印
(都道府県)
教育委員会教育長
印

(裏面)

特別事情 (具体的に、ぐわしく記入すること。)

様式第6号

県立高等学校県外志願者出願許可書

1 現住所	県 市郡 町村	番 地
2 居住予定地	鳥取県 市郡 町村	番 地
3 出身学校	県 市郡 町村	卒業 中学校第3学年
4 氏名		

審査の結果、事情やむを得ないものと認め、下記のとおり県立高等学校の入学出願を許可する。

記

- 1 出願学校名 鳥取県立 高等学校 課程 学科 科
- 2 許可条件

- (1) 許可願の事項に違反しない状態において通学すること。
- (2) 許可された学区内に転入後の住民票を、5月31日までに県教育委員会事務局教職員課に提出すること。

昭和 年 月 日

鳥取県教育委員会

鳥取県教育委員会告示第三十号

昭和四十一年度鳥取県立高等学校通信制課程の生徒を次の要項により募集する。

昭和四十年十二月一日

鳥取県教育委員会委員長 萩原治郎

昭和四十一年度鳥取県立高等学校通信課程生徒募集要項

一 募集学校及び募集生徒数

高等学校名	所 在 地	募集生徒数
鳥取西高等学校	鳥取市東町一丁目一二番地	約 100人
米子東高等学校	米子市勝田町三〇七番地	約 100人

二 出願資格

- 1 中学校(これに準ずる学校を含む。)を卒業した者(昭和四十一年三月卒業見込みの者を含む。)
 - 2 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第六十三条各号の一に該当する者
 - 3 高等学校の定時制課程に在籍している者
- 三 出願手続

入学志願者で、倉吉東高等学校及び倉吉西高等学校の通学区域以東の居住者は鳥取西高等学校に、由良育英高等学校の通学区域以西の居住者は米子東高等学校に、次の書類に入学金五十円を添えて提出しなければならない。

- 1 入学志願書(用紙は、募集高等学校に準備している。)
- 2 最終学校の卒業証明書又は修了証明書及び成績証明書又は学力を証

する書類

3 高等学校を中途退学した者は、1及び2の書類のほかに、その高等学校長の発行する修得単位証明書

4 高等学校定時制課程に在籍している者は、1の書類及びその高等学校長の発行する修得単位証明書及び通信教育受講許可書

四 出願期間及び受付場所

1 昭和四十一年三月五日(土)から三月三十一日(木)までとし、毎日九時から十七時までとする。ただし、土曜日は十二時までとする。

2 受付場所は、各募集高等学校とする。

五 入学選抜の方法

1 入学志願者が募集定員をこえた場合は、各募集高等学校において、出願書類を審査して入学許可者を決定する。

2 入学許可者に対しては、直接各募集高等学校から通知する。

六 注意事項

1 提出された書類及び入学料は返さない。

2 募集及び出願に関する質疑事項は、志望高等学校に問い合わせること。

3 郵送の場合において、返信を必要とするものは、十円切手をはり、あて先を明記した返信用封筒を同封すること。

七 参考事項

1 通信制課程の教育方法は、次のとおりである。

(一) リポート(報告課題)

担当の教員が出題したリポートに解答を記入して提出し、添削・採点をうける。

(ニ) スクーリング(面接指導)

学校に登校して、直接授業を受けることであり、毎月二回(日曜日)を充てる。)行なう。

(三) 試験

中間試験及び終末試験を行なう。

四 卒業資格を得るには、(一)、(二)及び(三)により必修科目を含む八十五単位以上を修得するとともに、学校が定める五十時間以上の特別教育活動に出席しなければならない。

2 通信制課程で履習できる科目は、次のとおりである。

- (1) 現代国語 (2) 国語甲 (3) 国語乙 (4) 古典乙Ⅰ (5) 古典乙Ⅱ (6) 漢文
- (7) 倫理・社会 (8) 政治・経済 (9) 日本史 (10) 世界史 (11) 世界史B
- (12) 人文地理 (13) 地理B (14) 社会 (15) 数学Ⅰ (16) 数学Ⅱ (17) 数学Ⅲ
- (18) 数学Ⅳ (19) 生物 (20) 化学 (21) 化学A (22) 物理 (23) 物理A (24) 地学
- (25) 体育 (26) 保健 (27) 音楽(28) 音楽Ⅰ (29) 音楽Ⅱ (30) 美術 (31) 美術Ⅰ
- (32) 美術Ⅱ (33) 書道 (34) 書道Ⅰ (35) 書道Ⅱ (36) 英語 (37) 英語A (38) 家庭一般
- (39) 被服 (40) 食物 (41) 保育・家庭 (42) 家庭経営 (43) 児童心理
- (44) 農業一般 (45) 農業経営 (46) 商業一般 (47) 商業簿記 (48) 計算実務
- (49) 統計調査

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】